

厚真町建設工事共同企業体運用基準

第1 総則

1 趣旨

厚真町が発注する建設工事において、建設業の健全な発展を図るとともに、技術力の結集等により効果的施工を確保するために活用する共同企業体の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

2 公表

共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、その旨を公表することができるものとする。

3 資格審査

共同企業体の申請に係る資格審査は厚真町工事施工業者選考委員会が行い、特定建設工事共同企業体の場合においては、適格な者を有資格者として認定し、経常建設共同企業体の場合においては、適格な者を有資格者として登録する。

4 施工方式

共同企業体による施工方式は、共同施工方式（甲型）によるものとし、工事内容がこれになじまない等の場合のみ分担施工方式（乙型）によることができるものとする。

第2 特定建設工事共同企業体

1 性格

特定建設工事共同企業体は、大規模かつ技術難度の高い工事に際して、技術力を結集することにより、円滑確実な施工を図ることを目的として結成するものとする。

2 対象工事

特定建設工事共同企業体により施工を行わせることができる工事は、次の各号に掲げる規模の工事であって、技術力を結集することが必要であると認められるものとする。

- (1) 土木工事 1億円以上
- (2) 建築工事 2億5千万円以上
- (3) 一般競争入札に付する工事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認められるものを対象とすることができる。

3 構成員数

構成員の数は、2又は3社とする。

4 構成員の資格要件

全ての構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の工事の施工実績を有するものであること。
- (2) 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が4年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が4年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
- (3) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

5 結成方法

特定建設工事共同企業体の結成方法は次のとおりとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体の結成方法は、対象工事ごとに、自主結成する。ただし、当該工事の特殊性、地域性、その他の事業を考慮する必要がある場合においては、構成員となる建設業者をグループ別又は一括して選定（以下「予備指名」）し結成を促すことができる。
- (2) 一般競争入札の公告に記載された要件により結成する。

6 出資比率

各構成員の出資比率の下限は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 2社の場合 30パーセント以上

(2) 3社の場合 20パーセント以上

7 代表者の選定

代表者は、構成員の協議により定めるものとするが、出資比率は、構成員中最大でなければならない。

8 存続期間

(1) 発注工事の契約の相手方となった特定建設工事共同企業体の存続期間は、工事の請負代金の支払いが完了したときまでとする。ただし、工事の全部または一部につき相当期間請託保証を付している場合には、その期間満了後検査に合格したときまでとする。

9 指名方法

発注工事指名に当たっては、特定建設工事共同企業体と単独有資格者業者との混合指名を行うことができるものとする。

第3 経常建設共同企業体

1 性格

経常建設共同企業体は、優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその経営力、施工力を強化することを目的として結成するものとし、その活用に当たっては、優良な中小建設業者の振興に資するものとする。

2 対象工事

経常建設共同企業体により施工を行わせることができる工事は、次の各号に掲げる規模の工事であって、施工の効率性を阻害しないと認められるものに限るものとする。

(1) 土木工事 4千万円以上

(2) 建築工事 6千万円以上

(3) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認められるものを対象とすることができる。

3 参加資格

当該入札に参加できる共同企業体は、原則として、当該共同企業体の構成員が認定された等級のうち最上位の等級に対応する契約予定金額以上の規模の工事とするものとする。

4 構成員数

構成員の数は、2又は3社とする。

5 構成員の資格要件

構成員の組み合わせは、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 構成員に「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条に規定する中小企業者を含むものとする。

(2) 同一の等級又は直近の等級に認定された有資格業者又はこれと同等と認められる者の組み合わせであること。ただし、下位の等級業者等に十分な施工能力があると判断される場合には、直近2等級までに認定された有資格業者の組み合わせを認めることも差し支えないものとする。なお、これらの組み合わせの要件に適合している有資格業者の組み合わせが、以後において当該組み合わせの要件に適合しなくなった場合にも、継続的な協業関係を維持しているときに限り、当該組み合わせの要件に適合しているものとみなすものとする。

(3) 全ての構成員が当該工事と同種の工事について元請としての施工実績を有すること。ただし、元請としての施工実績がない構成員で当該工事を確実かつ円滑に共同施工できる能力を有すると認められる場合にあっては、下請としての施工実績を有することで足りるものとする。

(4) 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工ができること

認められる場合においては、許可を有しての営業年数が3年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

(5) 構成員の何れかが発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。他の構成員は、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に兼任で配置することで足りるものとする。

6 結成方法

経常建設共同企業体の結成方法は、自主結成を原則とする。ただし、乙型の共同企業体の結成については、必要に応じ予備指名を行うことができるものとする。

7 出資比率

各構成員の出資比率の限度は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 2社の場合 30パーセント以上。

(2) 3社の場合 20パーセント以上

8 代表者の選定等

代表者の選定は、構成員の協議により定めるものとするが、出資比率は、構成員中最大でなければならない。

9 登録

(1) 1つの企業が経常建設共同企業体を結成して競争入札参加資格審査申請書を提出できる回数は、工種毎に年度1回とする。ただし、町内に本社を置く業者のみの組み合わせを、別途、工事毎に年度1回まで登録できるものとする。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の提出時期は、随時とする。

10 指名方法

発注工事の指名に当たっては、受注機会の配分との誤解を招くことのないよう留意するものとし、経常建設共同企業体と単独有資格業者との混合指名を原則とする。

附 則

1 この運用基準は、平成17年5月13日から施行する。

2 この運用基準の施行前に提出された共同企業体の資格審査申請は、この運用基準の施行に関し必要な準備行為として有効なものとする。

3 この運用基準の適正な施行を図るために必要な事項は厚真町工事施工業者選考委員会が定めるものとする。

附 則

1 この運用基準は、平成23年6月2日から施行する。

2 この運用基準は、平成25年3月8日から施行する。